

EU コース

I 制度の概要

四大学（一橋大学，国際基督教大学，東京外国語大学及び津田塾大学）は，EU Institute in Japan プロジェクトの「コンソーシアム協定書」に基づき，日本における EU 研究，EU との国際交流，EU の普及活動の促進のための一環として，一大学では提供できない EU 関係教育プログラムを相互に提供することにより，EU についてより一層の理解を深める新しい人材を育成することを目指すこととしている。

この制度は，所属大学在学中に EU コースで定められた履修科目（以下，「EU 関係授業科目」という。）及びヨーロッパ研究に関連した履修科目（以下，「ヨーロッパ研究関連授業科目」という。）の所要単位を修得し，かつ卒業要件を満たした場合に EU コース修了を認定するものである。

II 出願資格等

1 出願資格

各大学に在学する 2 年次以上の学部学生とする。（但し，国際基督教大学 9 月入学の者については，1 年次 2 学期以上在籍した学生を含む。）科目等履修生，研究生及び委託生等を除く。

（当該年度において休学中の者，前年度において留学又は休学等により単位未修得な者，極端に取得単位が少ない者，成績が不良な者は除く。）

2 学生の身分

受入れ大学においては「特別聴講学生」となる。

3 授業料等

特別聴講学生としての資格取得のための検定料，入学料及び授業料は徴収しない。

4 履修提供科目

特別聴講学生が履修できる授業科目は，EU 関係授業科目及びヨーロッパ研究関連授業科目とする（別紙科目一覧参照）。

5 履修期間

履修期間は，履修する授業科目が開講されている授業期間とし，EU コースの修了要件を修得し，学部卒業資格を取得するまで延長される。

6 受入れ条件

受入れ大学が受入れる学生の条件（履修できる授業科目の範囲，募集人数，受入れ学生数，各種日程等）については，受入れ大学が決定する。

7 評価の方法

授業科目の評価（試験・レポート等）の方法については，受入れ大学の規則によることとする。

なお，受入れ大学と所属大学の試験日時が重複した場合には，所属大学の授業科目について追試験等の措置を講ずるものとする。

8 受入れ大学の施設の利用

履修上必要な施設・設備を利用することができる。通学及び施設を利用する際には、受入れ大学が発行する「特別聴講学生証」及び所属大学学生証を携行すること。

III 出願手続き等

1 出願方法・時期

「EU コース」の特別聴講学生を志願する学生は、所属大学を通じて出願する。出願者は、所属大学及び受入れ大学が定める書類を提出すること。

出願に必要な書類は、「EU コース（特別聴講学生）願書」である。

出願の期間は、所属大学の定める期間に手続きを行うものとする。

2 履修の可否及び通知時期

受入れ大学が定める方法により、受入れ大学が履修の可否を決定し、所属大学に通知する。所属大学は、学生に速やかに受入れの可否を通知する。

3 履修の辞退

履修の決定を受けて後、履修を辞退する場合は、所定の手続きを行うこと。

IV 単位認定及び学業成績

1 単位認定

EU コース特別聴講学生が履修した授業科目の成績評価及び単位の授与については、受入れ大学の定めるところによる。

EU コース特別聴講学生が履修した授業科目の単位の認定については、所属大学の定めるところによる。

学業成績単位を認定された授業科目の「学業成績記録簿」への記載については、所属大学の方針に従う。

また、その際の授業科目の名称は、受入れ大学の EU コースの開講授業科目名をそのまま記載する。

2 証明書の発行

EU コースの履修科目の成績は、所属大学の方針に従い、所属大学が発行する成績証明書又は単位取得証明書に記載される。

V EU コース修了の認定

1 EUコース修了の認定

EU コースで定められた履修科目の所要単位を修得し、かつ卒業要件を満たした場合に EU コース修了を認定する。

2 EUコース修了の要件

EU コース修了の要件は、他の協定大学の EU 関係授業科目を含む 12 単位以上（ヨーロッパ研究関連授業科目は 4 単位まで含めることができる。）を修得し、かつ卒業要件を満たすこと。

但し、重複履修を認めない科目は、別に定める。

また、ヨーロッパ研究関連授業科目については、2012 年度以降に履修したものについて、EU コース修了のための要件に含めることができる。

3 EUコース修了証の発行

EU コースを修了した者に対して、所属大学は EU コース修了証を発行する。

VI EU コース出願の手続き



